

第1章. 台東区公共施設予約システムについて

「台東区公共施設予約システム」は、生涯学習センター内の会議室やホール、社会教育施設、運動施設、区民館等の公共施設を、区民等の皆様に、より身近で便利にご利用いただくためのシステムです。利用者登録をしていただくことにより、電話やインターネットから施設の抽選申込や空き施設の予約申込ができるようになります。

■アクセス方法

	URL (インターネットアドレス)	二次元コード
パソコン・スマートフォンからアクセスする	https://shisetsu.city.taito.lg.jp/	
音声応答サービスに電話をかける	03-5828-4790	

■ご利用方法

ご利用方法	空き室照会	抽選申込 (*2)	当選確定	先着順予約	予約確認・ 仮予約取消	料金支払 (本予約)	本予約取消 (*3)
			(仮予約)				
窓 口	○	○	○	○	○	○	○
パソコン・ スマートフォン	○	○	○	○	○	○	○
音声応答	○(*1)	○	○	○	○	×	×

*1 FAX 機能付電話では、空き室状況のプリントアウト機能をご利用いただけます。詳しくはP. 50「音声応答サービスの利用方法」以降をご覧ください。

*2 施設により抽選方法が異なります。

*3 詳しくはP. 8「施設利用の取消について」をご覧ください。

■ご利用方法

	男女平等推進プラザ 学習館	生涯学習センター ミレニアムホール	社会教育センター 各社会教育館	たなかスポーツプラザ 柳北スポーツプラザ 江戸川河川敷野球場	荒川河川敷運動公園運動場 庭球場・野球場	台東リバーサイドスポーツ センター (陸上競技場・体育館内の 会議室)	台東リバーサイドスポーツ センター	区民館・区民館分館 台東区民会館 環境かれあい館ひまわり
空き室照会	○	○	○	○	○	○	○	○
抽選申込	○	○	×	○	○	×	×	×
抽選結果確認・当選確定 (仮予約)	○	○	×	○	○	×	×	×
先着順予約 (仮予約)	○	○	○	○	○	×	×	○
予約確認	○	○	○	○	○	×	×	○
仮予約取消	○	○	○	○	○	×	×	○
料金支払 (本予約)	○	○	○	○	○	×	×	○

* パソコン・スマートフォン及び、音声応答からの空き室照会・予約申込は、24 時間受付けています。FAX 機能付電話からは、空き室照会・抽選申込状況照会のみ利用いただけます。

* システムメンテナンス等のため、サービスが停止する場合があります。日時等は「区公式ホームページ」等でその都度お知らせいたします。

■予約できる施設

公共施設予約システムで予約できる施設は次のとおりですが、一部の部屋は対象外となる施設もあります。詳しくは各施設のページをご覧ください。

生涯学習センター	・学習館 ・男女平等推進プラザ ・ミレニアムホール	P. 10
社会教育施設	・社会教育センター ・千束社会教育館 ・根岸社会教育館	・小島社会教育館(令和4年3月末をもって休館) ・今戸社会教育館
運動施設	・台東リバーサイドスポーツセンター (体育館*1 少年野球場 庭球場 野球場 陸上競技場*2)	P. 13
	・荒川河川敷運動公園運動場 ・江戸川河川敷野球場	P. 15
	・柳北スポーツプラザ	P. 16
	・たなかスポーツプラザ	P. 17
区民館 ・ 区民館分館	・台東一丁目区民館 ・上野区民館 ・金杉区民館 ・谷中区民館 ・雷門区民館	・東上野区民館 ・入谷区民館 ・金杉区民館下谷分館 ・浅草橋区民館 ・馬道区民館
台東区民会館	・台東区民会館	・寿区民館 ・清川区民館
環境施設	・環境ふれあい館ひまわり	P. 22
		P. 23

*1・2 体育館内の会議室及び陸上競技場は空き室照会のみご利用いただけます。利用申込は窓口受付となります。

■利用者登録の方法について

公共施設予約システムを利用するには、事前に利用者登録が必要です。登録及び更新は無料です。

1) 利用者登録の種類

利用者登録には「個人登録」「団体登録」「区内少人数登録」があります。

個人登録 (※)	区内個人	台東区に在住、在勤又は在学する15歳以上(中学生不可)の個人の方。
	区外個人	上記のいずれにも該当しない15歳以上(中学生不可)の個人の方。
団体登録	区内団体	施設により登録要件が異なります。利用者登録の際は各施設のご利用要件に従ってください。詳しくは各施設にお問い合わせください。
	区外団体	
区内少人数登録	施設により登録要件が異なります。利用者登録の際は各施設のご利用要件に従ってください。詳しくは各施設にお問い合わせください。	

※生涯学習センター及び区民館のトレーニング室等の個人利用登録とは異なりますのでご注意ください。

2) 登録方法

ご利用になる施設の受付窓口にお越しください。利用者登録には次の書類が必要です。

- 利用者登録申請届：各施設窓口でご記入ください。
- 本人確認書類：詳しくは「3 本人確認書類」をご確認ください。

個人登録の場合は、本人が利用者登録をしてください。

団体登録及び区内少人数登録の場合は、団体の代表者又は代表者の許可を受けた代理人(構成員に限る)が利用者登録をしてください。

3) 本人確認書類

登録の際は次に示すような、本人の住所・氏名・生年月日が確認できる書類が必要になります。台東区内在住・在勤等の区分に従って、書類をご準備ください。

<個人登録の確認書類>

在住者	運転免許証、健康保険証等の住所、氏名及び生年月日のわかるもの
在勤者	在住者と同様の書類及び社員証等の区内在勤を証明するもの
在学者	在住者と同様の書類及び学生証等の区内在学を証明するもの
区外者	在住者と同様の書類

※詳しくは各施設にお問い合わせください。

<団体登録の確認書類>

在住者の団体	団体、代表者の住所・名称等を運転免許証、健康保険証等で確認します。また、社会教育関係団体等については、社会教育関係団体登録証等で確認します。
在勤・在学者の団体	団体の名称、事務所所在地、代表者の氏名、勤務先・通学先等を社員証・学生証等の区内在勤・在学を証明するもので確認します。
区外の団体	団体の名称、事務所所在地、代表者の氏名、住所・勤務先・通学先等を運転免許証・健康保険証・社員証・学生証等で確認します。

※施設によっては構成員名簿を確認する場合があります。

※詳しくは各施設にお問い合わせください。

<区内少人数登録の確認書類>

在住者の区内少人数	代表者の住所・名称等を運転免許証、健康保険証等で確認します。
在勤・在学者の区内少人数	事務所所在地、代表者の氏名、勤務先・通学先等を社員証・学生証等の区内在勤・在学を証明するもので確認します。

※施設によっては構成員名簿を確認する場合があります。

※詳しくは各施設にお問い合わせください。

4) 利用者登録カード

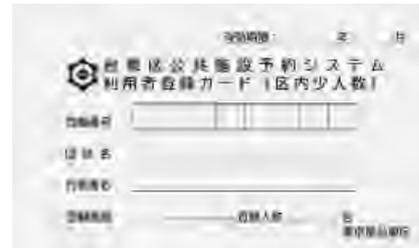
登録完了後に、利用者登録カードを交付します。区分によりカードのデザイン・色が異なります。



利用者登録カード（個人）：ピンク色



利用者登録カード（団体）：水色



利用者登録カード（区内少人数）：黄色

利用者登録カードの紛失、盗難その他の事故が発生した場合には、直近で登録した窓口までご連絡ください。また、利用者登録カードを他人に譲渡し、又は貸与することはできません。

5) 有効期限

利用者登録の有効期限は次のとおりです。

個人登録	新規登録または更新した日から2年後の誕生日の末日
団体登録及び 区内少人数登録	新規登録または更新した月から2年後の同月の末日

6) 有効期限の更新

有効期間の満了後は、抽選申込、先着順予約等ができなくなります。利用者登録を行った施設で有効期限の更新手続きをしてください。更新手続きを行える期間は、有効期限月の2ヶ月前の1日から有効期限までの、計3ヶ月間です。

※有効期間の満了後も、再度手続きを行えば予約申込ができるようになります。

※区民館で登録を行った団体は、区民館で更新手続きをしてください。

7) 登録・更新受付時間

施設により受付時間、休館日が異なりますので、各施設の案内ページをご覧ください。

8) パスワードの取り扱い

- ・利用者登録時に設定したパスワードは、システムにログインする際に必要となります。
- ・パスワードを他人に知られないよう、適切な管理をお願いします。また、生年月日など他人が推測しやすい数字をパスワードに使用しないでください。
- ・事前にシステムにメールアドレスを登録しておく、パソコン又はスマートフォンからシステムにアクセスし、パスワードを確認及び変更できます。操作手順はP.45「メールアドレスの登録」、P.47「パスワードの変更」をご覧ください。
- ・メールアドレスが未登録でパスワードを忘れた場合は、登録した施設窓口で再登録をしてください。
- ・パスワード入力を5回連続で間違えるとパスワードロックがかかりますが、約30分後に自動的に解除されます。

9) その他

- ・システムで登録のチェックを行いますので、同一人物及び同一団体の二重の登録はできません。
- ・次のような場合、施設の利用及び申込ができなくなるだけでなく、利用者登録が抹消され、システムを利用できなくなることがあります。
 - ①利用者登録又は施設利用の内容に虚偽、不正等があった場合
 - ②使用料のお支払がない場合
 - ③無断でキャンセルされた場合
- ・転居、その他届出事項に変更が生じた場合には、直近で登録した窓口まで、速やかに変更の届出をお願いします。
- ・台東区ではお預かりした個人情報等を適切に保護し、施設利用に関すること以外には使用しません。
- ・利用者登録について、何かご不明な点がございましたら、各施設までお問い合わせください。

■運動施設のお申込み数上限

運動施設については、より多くの方にご利用いただくため、下記のとおり仮予約（料金お支払前の予約）お申込数に上限を設けております。

対象施設	仮予約お申込数上限	
台東リバーサイドスポーツセンター 荒川河川敷運動公園運動場 江戸川河川敷野球場 柳北スポーツプラザ たなかスポーツプラザ	個人利用者	各室（屋外含む）につき 最大10コマ（時間帯）まで
	団体利用者	各室（屋外含む）につき 最大5コマ（時間帯）まで

※本予約（料金お支払済みの予約）については、お申込数上限の対象とはなりません。

■施設利用要件

※施設によって区内団体・区外団体・区内少人数の利用要件が異なります。利用者登録及び施設利用の際は、各施設のご利用要件に従ってください。詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名	ご利用要件	
生涯学習センター (学習館・ミレニアムホール)	区内個人・区外個人	
	区内団体	構成員が2人以上であり、かつ代表者が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が2人以上であるが、区内団体に該当しない団体
生涯学習センター (男女平等推進プラザ)	男女平等推進登録団体(優先)	
	区内個人・区外個人	
	区内団体	構成員が2人以上であり、かつ代表者が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が2人以上であるが、区内団体に該当しない団体
社会教育センター ・各社会教育館	社会教育関係団体(優先)	
	区内団体	構成員が10人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が10人以上であるが、区内団体に該当しない団体
	区内少人数	構成員が1~9人であり、かつ構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体
台東リバーサイドスポーツセンター(体育館・少年野球場・陸上競技場)	区内団体	構成員が10人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が10人以上であるが、区内団体に該当しない団体
台東リバーサイドスポーツセンター(庭球場・野球場)	区内個人・区外個人	
柳北スポーツプラザ	区内個人・区外個人	
たなかスポーツプラザ	区内個人・区外個人	
荒川河川敷運動公園運動場・江戸川河川敷野球場	区内個人・区外個人	
区民館・区民館分館	区内団体	構成員が10人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が10人以上であるが、区内団体に該当しない団体
	区内少人数	構成員が1~9人であり、かつ構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体
台東区民会館	区内個人・区外個人	
	区内団体	構成員が2人以上であり、かつ代表者が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が2人以上であるが、区内団体に該当しない団体
環境ふれあい館ひまわり	区内団体	構成員が5人以上であり、かつ構成員の7割以上が区内在住、在勤又は在学者である団体
	区外団体	構成員が5人以上であるが、区内団体に該当しない団体
	区内少人数	構成員が1~4人であり、かつ構成員の全員が区内在住、在勤又は在学者である団体

■利用者登録後の利用可能施設について

1) 個人

利用要件に「区内個人」、「区外個人」がある施設で利用可能です。

2) 団体

団体登録をすると団体区分が振分けられます。団体区分によって、利用可能施設が異なりますのでご注意ください。詳しくは各施設へお問い合わせください。

団体登録をした施設	団体区分	利用可能施設
生涯学習センター 台東区民会館	団体1	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館
環境ふれあい館 ひまわり	団体2	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館 ・環境ふれあい館ひまわり
社会教育センター ・各社会教育館 台東リバーサイドス ポーツセンター	団体3	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館 ・環境ふれあい館ひまわり ・社会教育センター ・各社会教育館 ・リバーサイドスポーツセンター （体育館・少年野球場・陸上競技場）
区民館・区民館分館	区民館団体	・生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール） ・男女平等推進プラザ ・台東区民会館 ・環境ふれあい館ひまわり ・社会教育センター ・各社会教育館 ・リバーサイドスポーツセンター （体育館・少年野球場・陸上競技場） ・各区民館・区民館分館

例) 環境ふれあい館ひまわりで団体登録をした場合、環境ふれあい館ひまわりの他に、生涯学習センター（学習館・ミレニアムホール）、男女平等推進プラザ、台東区民会館も利用することができます。

3) 区内少人数団体

団体とは異なり、登録した施設と同じ種類の施設でしか利用できませんのでご注意ください。

登録施設	利用可能施設
区民館・区民館分館	各区民館・区民館分館※
社会教育センター・各社会教育館	・社会教育センター ・各社会教育館
環境ふれあい館ひまわり	環境ふれあい館ひまわり

※例) 東上野区民館で区内少人数登録をした場合、各区民館・区民館分館の利用が可能となります。

■施設利用の流れ

施設の諸事情等により休館や利用制限をする場合がございます。
詳しくは各施設へご確認ください。

